

—非常電源専用受電設備の機種選定のために—

消防法基準により、非常電源専用受電設備の配電盤および分電盤に使用される表示灯、端子台などは、JIS A1304(建築構造部分の耐火試験方法)に定められた火災温度曲線(下図のとおり)に示す温度を対象とした耐火・耐熱性能を有し、火災時の異常高温に対しても非常電源の確保が義務付けられています。

❖ 用語の意味

火災温度曲線

JIS A1304(建築構造部分の耐火試験方法)に定める標準曲線をいう。

耐熱試験温度曲線

- 840度耐熱試験温度曲線
火災温度曲線
- 280度耐熱試験温度曲線
火災温度曲線に示す温度の3分の1の温度曲線
- 120度耐熱試験温度曲線
火災温度曲線に示す温度の7分の1の温度曲線

耐熱試験

- 840度耐熱試験
840度耐熱試験温度曲線により30分間加熱する試験をいう。
- 280度耐熱試験
280度耐熱試験温度曲線により30分間加熱する試験をいう。
- 120度耐熱試験
120度耐熱試験温度曲線により30分間加熱する試験をいう。

耐火形機器

840度耐熱試験温度曲線により、絶縁低下および著しい変形などにより通電性能に支障を生じない機器をいう。

耐熱形機器

- 一種耐熱形機器
280度耐熱試験温度曲線により、絶縁低下および著しい変形などにより通電性能に支障を生じない機器をいう。
- 二種耐熱形機器
120度耐熱試験温度曲線により、絶縁低下および著しい変形などにより通電性能に支障を生じない機器をいう。

❖ 耐熱試験温度曲線

